

苫小牧市教育委員会会議録

会議区分	苫小牧市教育委員会 第 16 回 定例委員会
日時	平成25年12月25日 自 15時 至 15時48分
場所	市役所第2庁舎1階会議室
出席委員	委員長 上原 毅 委員 佐藤 郁子 委員 佐藤 守 委員 植木 忠夫 委員 和野 幸夫
欠席委員	
会議録署名委員	佐藤 郁子 委員
会議録作成職員	総務企画課総務係主事 田中 亮太
事務局職員	学校教育部長 澤 口 良 彦 スポーツ生涯学習部長 生 水 賢 一 学校教育部次長 戸 村 真 規 スポーツ生涯学習部次長 木 戸 克 史 指導室長 中 川 恵 介 第2学校給食共同調理場長 深 藪 雄 二 スポーツ課長 野 水 充 総務企画課長 斉 藤 拓 也 総務企画課総務係長 下 濱 辰 哉 総務企画課総務係主事 田 中 亮 太
会議案件	別紙のとおり
会議の経過概要	別紙のとおり

1	委員会開会の宣言（上原委員長）… 15時
2	会議録署名委員の指名（佐藤郁子委員）
3	会議録の承認
	（上原委員長） 第15回定例教育委員会の内容について、何か質疑ございますか。
	（一同「なし。」の声）
	－会議録どおり承認－
4	教育長の報告
	報告をさせていただきます。中学校が12月20日、小学校が本日12月25日に
	2学期の終業式、小学校が1月20日、中学校が1月16日までの冬休みとなりま
	す。例年インフルエンザが心配される年の瀬でありますけれど、11月26日から1
	2月1日まで開成中学校の2年生が学年閉鎖（1学級）になりました。また、4日か
	ら8日まで清水小学校での学級閉鎖（4年2組）になっております。変なところで小
	中連携をした形になっておりますけど、インフルエンザとしては今のところそういう
	状況になっています。先月の教育委員会は11月22日でしたので、以降の出来事を
	報告させていただきます。教育委員会の翌日23日には市民文化祭の表彰式が市民会
	館で開催をされました。多くの団体代表者がお集まりになり、市長賞、教育長賞など

<p>の表彰と交流会が開催をされております。25日から27日まで本市の教育センターで胆振教育局による校長、教頭職の人事面接が行われております。また、11月27日に秋の叙勲祝賀会が開催をされております。今回は教育関係での叙勲受賞はございませんでした。11月29日に17名の方に教育職員の30年永年勤続表彰を教育センターで行っております。11月30日には、拓進小学校の開校記念式典が開催をされ、校旗、校歌、校章が紹介をされております。また、午後からは、文化交流センターで第37回中学生主張発表会が開催をされ、14名の中学生が堂々と発表してまいりました。最優秀賞は植苗中学校2年生の川上唯（かわかみゆい）さんで、「言葉」というテーマで海外研修を通じて体験した言葉の大切さについての発表でありました。</p> <p>7日から15日まで王子杯争奪を兼ねた教育委員会杯小学校アイスホッケー大会が、参加チームも5チームになり、昨年からの新しい優勝トロフィーの教育長杯を苫小牧ウエストアイスキングチームに授与いたしました。第13回苫小牧市議会定例会が開催をされ、内容につきましては、一般質問が19名のうち14名、学校教育関係が学校図書司書配置ほか11項目、スポーツ生涯学習部関係で読書のまちづくりほか6項目でございました。補正予算では東小学校、明倫中学校、凌雲中学校特別支援学級開設経費などに議決をいただき、同時に、市立図書館の指定管理者選定に係る債務負担行為と指定議案の議決をいただいたところでございます。また、最終日に組織機構改革の議案により、平成26年4月より、子育て3法に関わり青少課が、スポーツ政策の位置付けの変更によりスポーツ課が市長部局へ移行することが決定をいたしました。今後は、教育委員会の規則変更で、組織名称などの変更を図る予定になっております。一般質問で、何点か内容の説明をさせていただきます。項目では、学校図書館の専任司書配置について、少し前向きな答弁をしております。私としては、今のボランティア組織を活用した展開ができないか、配置する場合の勤務日数ですとか時間、勤務形態を含めた検討を関係部局とするという内容で答弁をしております。他には土砂災害への対応、学校給食のアレルギー対応、アナフィラキシーについては対象者がいる学校に、学校体制を確立、点検をするようにしたいと考えております。学校施設</p>

管理では、耐震化、併設も含めた規模適正化、通学路を含めた安全対策では、東地区の通学路の安全対策とオートロックの設置についてであります。オートロックにつきましては計画的に小学校から整備を進めたいと考えております。教職員の名刺について、北海道教育局の10年経験者研修においても注意事項に名刺の持参が謳われていることもあり、社会人として自覚を促す意味からも、校長会を通じて指導するというふうにご答弁をしております。また、学校の特色に対する活用の指摘がございました。決算委員会、今定例会、そして本市の部長会議でも指摘を受けている件であります。私が感じたのは、学校建設の際の地域を含めた思いと実際に学校を運営する上でのギャップがあると感じております。学校建設のコンセプトに、私どもももう少しこだわってみる必要があると考えておりますし、学校としても、取り組んでいただいているとは思いますが、更に意識した学校経営をお願いしたいと思っております。他には学校評価、学力向上プラン、TPPの学校給食への影響などの項目でありました。今議会では、大変多くの項目について、様々な視点からの質疑となりました。教育行政は、国レベルでも同様であります。多くの関心を得ていることの表れであると感じております。最後に、新年に入りまして1月12日（日）に成人式が予定をされております。また、17日に教育委員会の新年会が予定をされております。何かと忙しい年の初めではありますが、よろしくお願いをしたいと思います。以上、報告とさせていただきます。

(上原委員長) はい。ありがとうございました。何か御質問等ございますか。

(一同「なし。」の声)

5 議 案

なし。

6	協 議
	なし。
7	そ の 他
(1)	苫小牧市屋内ゲートボール場条例の一部改正に係る市民意見提出手続の実施について
(スポーツ課長)	—「苫小牧市屋内ゲートボール場条例の一部改正について」に基づいて説明—
(上原委員長)	質疑に付します。何かございますか。
(佐藤守委員)	今まで和室というのは、ゲートボールをやる方の休憩室みたいなような形で使われていたのかどうかと、今後和室を貸出しする場合に、ゲートボール場を使っていないような場合は借りられないのかどうか、それから、部屋は全部畳部屋になっているのでしょうか。部屋の内容もちょっとお聞きしたいと思います。
(スポーツ課長)	大会専用で使っていただくときには、和室を役員室等で御活用いただいております。また、今後、専用で大会等入りますときには、その大会の日程調整の際に和室の利用の有無を確認をいたしまして、使用の際には大会優先で和室を利用させていただきます。大会で使用がない際には、一般の方々に活用をしていただくということになってございます。あと、和室の構造ですが、25畳の和室となっております。
(上原委員長)	他にございますか。私の方から2点。まず1つはゲートボール以外のスポーツでも広く利用できるようにするという御説明があったのですがけれども、そうすると屋内ゲートボール場という名称ですね。もし他の競技でも使ってもらいたいと

ということであれば、利用頻度を高めるためにも、例えば市民から改称を募集するとかですね、そういうことが考えられないのかどうかですね。名称変更は考えていないのかですね。それともう1つは、今ここにあるこの条例そのものは現在の条例ですよ。その第3条にですね、使用目的の中にゲートボール以外のスポーツ等を利用することも教育委員会が認めればできる訳ですよ。敢えてこういうふうにはですね、条例を含めて変えなければならないというのがちょっと分からないのですが、そこら辺の説明の方をお願いします。

(スポーツ課長) ゲートボール以外のスポーツの利用でございますが、現状の施設におきましても、ゲートボール以外はテニス、そして、施設の準備といたしましては、バドミントン、ミニバレーボール、その他の種目が使用できるような体制は整えてございます。ただ、現状といたしましては、テニスとゲートボールのような利用の状況となっております。そして、施設の名称は、主な競技場としてはやはりゲートボールとテニスということがございますので、現時点では検討はしてございませんが、今後、施設の利用のされ方等で必要となれば、協議をさせていただきたいなども考えているところでございます。あと、使用目的の第3条でございますが、ゲートボール以外という欄、現状といたしまして和室につきまして料金設定を課しておりませんことから、認める場合としても、他の今回御提案をさせていただきました、町内会さんですとか文化活動というのの利用につきましては、基本御遠慮をいただいているところでございます。ですから、料金設定をさせていただくことでそういう制限を撤廃いたしまして施設の有効活用を図ればというようなことを考えまして、今回御提案させていただいているところであります。

(上原委員長) 他にございますか。では、他に質問等無いようですのでこれで質疑を終結いたします。

(2) 消費税率改定に伴う学校給食費改定(案)について

(第2学校給食共同調理場長) —「消費税率改定に伴う学校給食費改定(案)」についての説明—

(上原委員長) 質疑に付します。何かございますか。私の方から1点。今御説明があったんですが、軽減税率というものがあるんですけれども、ここにも書いてあるように、例えば授業料とか入学金とかですね、こういうものの1部ということになっている訳ですけども、考え方によってはですね、給食というもの、よく答弁とか何かになるとですね、教育の一環だとかいわれていますから、そういう面からいくとそういうふうな扱いにしてもいいという考え方が出ないのかどうかですね。まだ国の方の中身がよく分からないのですけれども、例えば国の考え方の中にですね、給食費に関して軽減税率の適用とかですね、そういうものが議論されているとかそういう経過があればちょっと教えていただきたい。

(第2学校給食共同調理場長) 軽減税率の関係、私が理解しているのは、要するに、委員長がおっしゃったように教育関連というよりも、食料品という意味合いでの軽減税率の検討というふうに注目されています。ですから、当然食料品・食材を購入するときに軽減税率が適用されれば、食材価格が低く抑えられます。今回の税率分だけ上げられるという形になるかと思えますし、例えば、食料品が8%という現行維持されればですね、当然それに合わせた形で食品も該当になると。保護者からいただいたときには8%というふうに、少なくとも10%にしたとしても、給食費・食材費が下がってますから、全体を上げなくてもいいのかなというふうになるのではないのかなという形で考えております。

(学校教育部長) 消費税の仕組としては今言ったとおりなのですが、給食費に消費税が上乘せになるよというというのは、食事の提供サービスだという先程説明しましたけども、そういうものに対しては、税率を課した料金を設定しなければならないというようになっております。給食会は消費税の課税団体で、上昇した消費税を納税

しなければならないということです。だから、ここで食材が消費税分軽減税率になつたとしても、提供サービスとしては取らなきゃならない。取った分戻さなければならぬという行為が発生するのですけども、その取る部分と戻される部分と全部を総合的に収支した中で値上げまでしなくても逆にできるかいうところが次の検討事項になります。

(上原委員長) ありがとうございます。他にありますか。それではないようので質疑を終結いたします。

(3) 『「全国学力・学習状況調査」の結果公表に関する考え方』について

(指導室長) —『「全国学力・学習状況調査」の結果公表に関する考え方』についての説明—

(上原委員長) 質疑に付します。何かございますか。

(学校教育部長) 室長からも御説明したのですけれども、議会の方から、各議員さんからどういうふうに評価いただくという形が非常に難しいということで、議会側とも相談しているのですけども、文教経済委員会とか代表者会議だとか1部の議員さんだけかなというふうにできないのではないかとということで、全議員を対象にした意見交換会みたいなものを開催というふうなことを予定しております。

(教育長) 1点だけなんですけど、議会の答弁では2月中というように正式にしております。ただ、その後の色んな話の中で、色々と調整する必要があるので若干ずれるかなというニュアンスで捉えていただければと思います。

(上原委員長) よろしいですか。何かありますか。それでは質疑がないようので質疑を終結をいたします。

(4) 「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止基本方針」について
(指導室長) — 「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止基本方針」についての説明—
(上原委員長) 何か質疑ございますか。
(佐藤守委員) 各地でいじめの防止条例を制定するという動きがあるのですが、苫小牧市では条例を制定するという考えがないということだったので、その辺の考え方をお聞きしたいのと、重大事態発生時ということで、通常今までテレビ報道でいうと、第三者委員会みたいな形になると思うのですが、そのような言い方をしないで何かそういう機関の名前なんかを考えられているのかどうかをお聞きしたいと思います。
(指導室長) 条例の問題でございますが、この条例については教育委員会として附属機関を立ち上げる時に条例が必要になるということで、この附属機関は調査機関にということもできるというふうに資料の方にも示してございます。ですから、道の方がこれを今作りまして、そして最後の方で御説明申し上げましたが、道の基本方針が6月に決定するというふうに出ていますので、まずそれを見て最終的な判断をする必要があるかなというふうに考えているところです。したがって、取り急ぎですね、3月までには学校側として作業を完了しなければならないということで、学校が作る基本方針や組織というのは当然、市の基本方針を参酌して作っていただくこととなりますので、取り急ぎまずは市の基本方針それから組織を作りたいというふうに考えているところでございます。それから2つ目の調査機関の部分での御質問でございましたけれども、学校の設置者あるいは市教委、そして、学校が調査を行うための組織を立ち上げるということで、これについては、市教委の人間とそれから外部の人間を入れて調査機関を立ち上げたいというふうに今考えてございます。この調査した報告を市長に報告します。もしもその調査が不適切であったりあるいは不足な部分があったりということであれば、いじめ防止対策推進法の第30条で再調査を行うための附属

機関を市は設置することができるということで、市長の考えで設置することができるのですが、そういうシステムになっているのだということを御理解いただいて、まずは第1段階としては、先程申し上げましたように調査を行うための組織は市教委を主軸にして立ち上げたいというふうに今のところ考えております。

(佐藤郁子委員) 今ラインなどのインターネットを通じたいじめが社会問題化されて随分クローズアップされているのですが、その中でいじめる側の、加害者という言い方をしていたと思うのですが、いじめる側に対しての策をどうとるかというところが問題になってくるのですが、防止対策推進法の中にはまだ盛り込まれてはいないと思うのですが、追加といいますか、盛り込まれるということも多分なっていくのだろうと思うのですが、現在いじめる側に対する社会の意識の変化になるのですが、そういうようなことがいえるのであれば、どのあたりで見ていくのかなと思いつつながら、いじめに対する措置に付け加えていって、加害者及びその保護者に対する調査も含めていくということは可能になっていくのかということをお聞きします。

(指導室長) いじめの防止等のための基本的な方針というところに、学校が実施すべきことというところのくくりで入ってございますけれども、具体的には学校が立てる基本方針にそれらの対応の部分を含んで支援していくことになろうかというふうに思っています。その前に、市としてはどのような基本方針でいじめの問題に対して当たっていくのかということを中心とする基本方針を示すということになると思います。国立教育政策研究所の方からですね、学校が基本方針を策定するに当たってのリーフレットが全部の全国の小中学校に配布されていくようになるのです。そちらの方を見ていただくと非常に分かりやすく、どんな点を中心に基本方針を作成していくのかというのが記載されていますし、今御指摘いただいたことも十分に含まれていると思うのです。そういった形で作っていきたいというふうに考えてございます。

(佐藤郁子委員) あともう1つ。高校生等がいじめる側がいじめられる側になったり、様々な変化があると思うのですが、今度生徒主体でいじめをどうしようかという動きが全国的に出ていると思うのですが、まずは高校生くらいから声が挙がってきて

<p>いると思うのですが、それが多分若い方向にあって中学も出てくると思うのですが、意識のある、例えば生徒会をする生徒さんなんかは声を挙げた場合ですね、そこほどこですくい取るのかとか、そういうのもこの中にちょっと入っておけば、意見として汲み取って対策を考えやすいのではないかと思います。それもやっぱり学校もという対応の中で対処すると考えてよろしいのかどうか教えていただければ。</p>
<p>(指導室長) 実は今御指摘いただいたことが法律と資料にお配りした基本方針でほんの1行2行程度しか記載されていません。しかしながら、子ども達が主体となっていじめを防止する取組は重要と考えてございます。今年度において行われている取組は、来年度におきましても、若干中身を変えながら同じテーマで同じねらいの中で実施していきたいと思っておりますし、2、3日前に新聞には青翔中学校の記事が出ていたのですけれども、ああいう形で市内で行った取組が各学校に広がりつつあるということで、その広がりも私達は期待しておりますけれども、今御指摘いただいた、子ども達が主体的にという部分が、市教委としては非常に重要なポイントという意識しているところでございます。</p>
<p>(上原委員長) それでは質疑がないようですので質疑を終結いたします。その他何かございますか。</p>
<p>(一同「なし。」の声)</p>
<p>7 委員会閉会の宣言 (上原委員長) … 15時48分</p>